

令和 5 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月14日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和5年12月14日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第80号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第82号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定について

議案第83号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について

議案第84号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定について

議案第85号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について

議案第86号 江南市新学校給食センター整備等事業 事業契約の締結について

議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

第4条 債務負担行為の補正

議案第88号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第90号 令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

行政視察報告書について

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 中野裕二君

副委員長 三輪陽子君

委員 野下達哉君
委員 藤岡和俊君
委員 土井紫君

委員 稲山明敏君
委員 津田貴史君

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

副議長 石原資泰君
議員 大藪豊数君
議員 長尾光春君
議員 須賀博昭君

議員 堀元君
議員 片山裕之君
議員 岡地清仁君
議員 牧野行洋君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君
主任 伊藤典子君

副主幹 前田昌彦君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

教育長 村良弘君

健康福祉部長 貝瀬隆志君

教育部長 松本朋彦君

こども未来部長兼こども未来部保育課長

坪内俊宣君

高齢者生きがい課長 平野優子君

高齢者生きがい課主幹 影山壮司君

高齢者生きがい課副主幹 土谷武史君

福祉課長 石田哲也君

福祉課主幹 古川雄一君

健康づくり課長兼保健センター所長	中 山 英 樹 君
健康づくり課主幹	脇 田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	加 藤 あかね 君

保険年金課長	三 輪 崇 志 君
保険年金課主幹	鈴 木 勉 君
保険年金課副主幹	三 浦 理 恵 君

教育課長	茶 原 健 二 君
教育課管理指導主事	石 原 香 蔵 君
教育課主幹	源 内 隆 哲 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長	仙 田 隆 志 君
学校給食課副主幹	宇佐見 裕 二 君

生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵 君
生涯学習課副主幹	安 藤 裕 美 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	中 村 雄 一 君
スポーツ推進課主幹	稲 波 克 純 君

こども政策課長	間 宮 徹 君
こども政策課主幹	栗 本 真由美 君
こども政策課副主幹	大 脇 宏 祐 君
こども政策課副主幹	横 川 幸 哉 君

保育課指導保育士	真 野 佳 子 君
----------	-----------

保育課副主幹

中山 享哉 君

○委員長 おはようございます。

定刻より早いですけれども、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

早いもので、改選してからあっという間にもう12月、今年もあと2週間ぐらいで終わる形になるんですけれども、委員会、議案が9つで委員協議会も11個ありますので、慎重な審査をいただきまして、今年すっきりと終わって来年を迎えたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長、御挨拶をよろしく願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る11月30日に12月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長は公務のため退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第80号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてをはじめ9議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。ちなみに11本ありますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしく願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいても結構でございます。

議案第80号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第80号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

○保険年金課長 議案第80号について御説明申し上げますので、議案書の46ページをお願いいたします。

令和5年議案第80号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

47ページから49ページには江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を、50ページから54ページには条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時29分 休 憩

午前9時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第82号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定
について**

○委員長 続いて、議案第82号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局より補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○福祉課長 それでは、議案第82号につきまして御説明申し上げますので、議案書の58ページをお願いいたします。

令和5年議案第82号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただきまして、59ページから62ページに参考といたしまして協定書（案）を、63ページには覚書（案）を、64ページから69ページには指定管理者の仕様書（案）を、70ページには指定管理料支払額内訳表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 競争入札の場合、ときわ会以外に入札があったかどうかをちょっと教えていただきたい。

○福祉課長 今回は任意指定という形で、競争入札ではございません。その任意指定した理由でございますが、心身障害者小規模授産施設は、知的障害者の方々の卒業後の受入先であったときわ作業所が定員超過となったという

ところから、入所希望者が待機状態にありましたので、その受皿として設置された施設でございます。

設置当時には委託する社会福祉法人はときわ会しかない状況にありましたので、その後、管理運営を委託しておりました。平成18年度から指定管理者として指定してまいりました。

今回、主な任意指定する理由としましては、設置場所がときわ作業所に隣接していることもありまして一体的な運営ができること。職員の応援体制が柔軟に取れること。過去からのつながりによりまして指導員と利用者の方々の信頼関係が構築されておりまして、利用者にとっての精神的な安定が図られること。あとは利用者アンケートによりまして、結果は「ほぼ満足」「どちらかといえば満足」という回答を得られておりまして、加えまして市のモニタリング評価におきましても妥当ということが上げられましたので、任意指定として指定したものでございます。

○藤岡委員 仕様書の内容に変更点があったら教えていただきたいです。

○福祉課長 今期3年と仕様書の内容については特段の変更はございません。

○藤岡委員 あと、後であゆみのことも出てくるんですけども、あゆみのほうは、こういう通称があって、こちらのほうは通称がないというのがずっと前からなっていて、電話をかけたるときも、多分通称があったほうがやりやすいんじゃないかなあと思うんですけども、利用者のほうから公募するような形で、今後、通称をつけていくような予定はないかということ。

○福祉課長 恐れ入ります。ツウショという……。

○藤岡委員 通称。

○福祉課長 通称名称ということで。

すみません、今現状はそういう名称をつけるというところまでは至っておりませんが、今後、参考として、御意見としていただいております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに御質問。

○野下委員 協定書の中で、ちょっとこれ教えてほしいんですけど、これはまた多分ほかの施設も出てくると思うんですけど、61ページで災害時の対応というのが第16条に入っていて、ここの内容を見ますと、災害のときに市民

への救援対策が必要となった場合は、施設の使用については江南市の指示に従わなければならないと書いてあるんですよ。これは、この施設がその指示に従わなきゃならないという意味なんですけど、具体的に何かこうなったときには、こういう指示だとかというのは、市と、ここの施設とは打合せとか具体的に何か入っているんですか。避難所とかになってないと思うんですけど、こういう施設は。具体的に何かもうあるんですか、内容は。

○福祉課長 すみません、少しお時間をいただけますでしょうか。

○野下委員 いいですよ、分かれば。

そのときにならないと、そこで打合せしてもどうしようもないと思うんですけど、シミュレーションだとか、そういったことが打合せがあるのかな、その辺ですね。どういう内容なのかがよく分かんないんで。

○委員長 もしあれなら後で。

○野下委員 ほかにもあるんで。

○委員長 調べていただいて、後で回答をお願いします。

ほかに御質問、よろしいですか。

○三輪委員 すみません、仕様書の66ページのところで配置基準というのがあって、江南市と協議の上というのがあるんですけども、配置基準がどのようになっている、今年度、何人の利用者で何人の職員で対応されていたのかということをお伺いしたいのと、もう一つは先ほどアンケートでおおむねよいという回答ということだったんですけども、こういうところに通われている方というのはアンケートに答えられる方ばかりではないと思うんですけども、どういうふうにアンケートを取られて、その内容の中で何か課題というか要望とかそういうのがあったかどうか、あれば聞かせてください。

もう一点は、70ページの金額が毎年ちょっとずつ増えているんですけども、その理由を教えてください。

○福祉課長 まず、職員の配置基準でございます。この施設は、障害者の方々の生きがいづくりや居場所を確保する地域生活支援事業における地域活動支援センターⅢ型に位置づけされておまして、その要綱上、職員の配置基準は2名以上というのを配置するというふうに規定されております。

職員体制でございますが、職員体制は実人数で6名でございます。なので

基準は満たしているものというふうに解釈をしております。

次に、金額が、指定管理料が年々増加する部分でございますが、増加の理由といたしましては、主な増加理由は、まずは物価高騰に伴う光熱水費等の事業費の増加と、あと人件費のベースアップ分というところが主立ったものでございます。

続きまして、アンケートの取り方に関してですが、お尋ねのとおり書けない方も当然見えますので、そういう方々に関しましては保護者の方々と連携をしたという中でアンケートを取っている状況でございます。

具体的な要望というか、結果といたしましては「満足」「どちらかといえば満足」というところがほぼほぼ多い、全てがそこにあるんですけども、具体的な要望といたしましては、現状においては、今の現状の施設運営というのを満足というところで継続して行ってほしいとか、そういうようなアンケート結果が多い状況でございます。

○三輪委員 先ほど職員が6人と言われたんですが、利用者は大体、その日によって違うかもしれないですが、何人から何人ぐらいでしょうか。

○福祉課長 施設の定員は15名で、令和5年11月現在の登録者数は10名、大体平均で9.何人というところが日平均の利用人数になります。

○委員長 さっきの野下委員の。

○福祉課長 災害時の対応というところでございますが、この施設は任意の福祉避難所に指定をされておりまして、任意の福祉避難所ですね。指定福祉避難所ではなくて任意としての福祉避難所に指定をされておりまして、通常、災害があったときに、指定避難所に一旦、障害者の方々も含めて避難をしていただいた後に、指定避難所での生活が困難という方は、任意協定している福祉避難所のほうに移っていただくという、そういうところの避難所として登録がされているものでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに御質問はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 40 分 休 憩

午前 9 時 40 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の
指定について

○委員長 続いて、議案第83号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局より補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○福祉課長 それでは、議案第83号について御説明申し上げますので、議案書の71ページをお願いいたします。

令和5年議案第83号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただきまして、72ページから75ページに参考といたしまして協定書（案）を、76ページには覚書（案）を、77ページから84ページには指定管理者の仕様書（案）を、85ページには指定管理料支払額内訳表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

午前9時42分 休 憩

午前9時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第84号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、議案第84号について御説明申し上げますので、議案書の86ページをお願いいたします。

令和5年議案第84号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名前は江南市立布袋北保育園で、指定管理者は株式会社日本保育サービスでございます。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、布袋北保育園に係る指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、87ページから95ページに江南市立布袋北保育園の管理及び運営に関する協定書（案）を、また96ページから97ページに年度協定書（案）を、98ページから108ページに布袋北保育園指定管理者業務仕様書（案）を掲げておりますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　確認と、ちょっと教えてほしいんですけど、95ページの修繕費ですね。これはまた後にも、ここに100万円とあるんですけど、この100万円というのは後に出てくるんですけど、これは今まで100万円でしたかね。増額になっていますか。もしなっていたら、その理由をちょっと教えてください。

○保育課指導保育士　施設の老朽化が進んでいることもありまして、指定管理料の基本額の中に、これまでの修繕費60万円よりも多い100万円と見込んでおります。

○野下委員　ということは40万円増額になっているということで、これは前の60万円ではなかなか修繕が追いついていかないというような内容なんでしょうか。それとも、保育園からの要望でこういう形になっているのか。そのいきさつをちょっと教えてください。

○保育課副主幹　日本保育サービスのほうからは、60万円では足りないということで答えのほうが返ってきていまして、例年70万円から80万円程度の支出があるということで、今回100万円をとということで要望がありましたので、今回は100万円。年度末に100万円かからなかった分につきましては精算ということで、第4期の支払いの際に精算を行っていく予定でございます。

○委員長　ほかに御質問ありますか。

○土井委員　106ページのところの仕様書（案）の内容なんですけれども、市が委嘱した第三者委員に利用者が相談できるような措置を講じていらっしゃると思うんですけど、設置や受付の状況について実績があったら教えてください。

〔発言する者あり〕

○土井委員　そうですね。苦情処理について市に対して受付、市に相談があったなどの受付の実績があったら、教えてほしいです。

○保育課指導保育士　通常は、何かあった場合には園の園長や園長代理が受

けますが、そこで解決しないものがあれば、苦情申出窓口というのがございますので、そちらのほうを御利用していただくこともできますが、今、一件もそういうことはないです。

○土井委員 園への相談を挟まずに、めったにないことだとは信じていますけれど、園に不信感がある場合に園を挟まずに市に直接相談ができるというような体制はないですか。

○保育課指導保育士 体制というか何かあれば直接かかってくることはありますが、コロナ禍だとマスクについてとか、そういったお問合せはありました。

○委員長 ほかに御質問はありますか。

○三輪委員 すみません、ここも引き続き前のところで5年間ということなんですけれども、多分、ほかに募集をかけるとか、そういうことはなかったと思うんですが、引き続き同じところに指定したまじ理由と、あと配置基準が、今、国のほうが変わえようというようなことも出ておりますが、この予定人数での配置基準は現状で、もし国の配置基準が変われば変わっていくということかどうか、お尋ねします。

○保育課指導保育士 指定管理者の第4期目の任意指定の方針につきましては、以前の布袋北保育園の第2期目の指定管理の際に、問題発生時のリスクも含めて指定管理期間は5年期間といたしまして、運営状況などの検証が良好であれば、その後の5年間も任意指定できるものとして、10年間を一つの期間とする方針づけを平成24年度に行っております。

これまで議会などへの御説明は、令和4年6月1日に開催いたしました江南市子ども・子育て会議で任意指定について御承認をいただき、本年6月23日に開かれまして厚生文教委員会で御協議をいただきました。

また、6月30日に開催されました全員協議会におきまして、布袋北保育園の令和4年度事業結果及び令和5年度事業計画についての御報告をさせていただいた折に、運営状況が良好なため、令和6年度からの5年間の指定管理者は任意指定により株式会社日本保育サービスを指定管理者としていく旨の御報告をさせていただいております。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長 配置基準につきましては、国の

ほうの方針が出て変えていくと、改定ということになりましたら、当然、それに沿った形、法律違反になるといけないので、それはそういう形でやっていきます。移行期間もあるとは思いますが、完全実施に向けて動き始めるということを考えております。

○三輪委員　この99ページにあります園児数ですよね。予定年齢別園児数が、例えば配置基準が変わると、この園児数が変わってくるということはないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長　ないように保育士の確保をお願いするという事です。それををお願いするしかないです。最終的に年度初めの段階で何人受け入れられるかというのは調整してスタートをするということで、必ずしもぴったり、今でもそうですが、140人であるわけではないものですから、保護者の方の御希望とかいうのもあって決まってくるということですので、まずは法律のほうに従っていくと。在園児を引き続き在園してもらうということを基本で、保育士のほうを増でお願いしたいなあということをお求めていきます。

○稲山委員　あまり関係ない話かもしれませんが、嘱託医が市のほうで選任されるということでありまして、先回、布袋北保育園は近くのお医者さんが辞められて嘱託医が変わられたということを聞いておりますけれど、今回、その場所で新しくまたお医者さんが来られるということで、開院は今もうされておるとは思うんですけど、また嘱託医は変更されるのかどうか、お聞きしたいんですけど。

○保育課指導保育士　嘱託医のほうは私たちが決められなくて、医師会のほうにお願いして推薦をいただくという形になります。

○稲山委員　そうすると、この101ページの10番の職員配置の⑤番の嘱託医は、市が選任するものとし、園児の健康診査及び健康管理に関する相談を行うと書いてあるんですけど、これはそうすると市が選任するものじゃないということですか。

○保育課指導保育士　推薦をいただいた後、こちらが委嘱するというような。決めるというか、推薦をいただいて、園医がそこだよというふうになって委嘱をするという、決めるということです。

市がどこどこのお医者さんをお願いしますということではなく、あくまでもどこどこのお医者さんは、この次の方はという推薦をいただくのは医師会のほうからいただくんですけれども、最終的には委嘱を市のほうからさせていただきます。

○稲山委員　　そういうことだと思いますけれど、そうするとこの(5)番というのは、この書き方がちょっとまずいんじゃないの。地元の医師会から推薦を得、そして市がそれを委嘱するとかいう話じゃないの、この(5)番というのは。これは、ただ市が選任するものとして、だで市が選んで任せるというんじゃないの、意味的には。だで、その辺も医師会のほうで推薦がいただければ、市のほうで何ともならないということであれば、そのような書き方に改めるべきじゃない、これ。考えておいてください。

○保育課指導保育士　　検討させていただきます。

○委員長　　ほかに御質問、よろしいですか。

○土井委員　　保育園で発生した事故についてなんですけれども、子供同士がぶつかったとか、すごく軽微なものまで一々市に報告はされないと思うんですけれども、協定書(案)の90ページのところで、4項目めの(2)重大な事故等が発生したとき、どれくらいからが重大とって、どれくらいからが市が把握できる事故なのか。例えば比較的軽微なものであっても、何回も発生している事故があれば、それは市のほうから見直しを考えるべきだと思いますし、どの程度から市は把握できているのかというところを、報告があった実績などで、あれば教えてほしいです。

○保育課指導保育士　　園のほうから受診をした場合は全て報告があります。病気ではなく、けがについて受診をした場合には報告があって、事故報告書という形で報告を受けております。

○委員長　　ほかに御質問、よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時57分　　休　憩

午前 9 時 57 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 84 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 85 号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第 85 号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第 85 号につきまして御説明申し上げますので、議案書の 109 ページをお願いいたします。

令和 5 年議案第 85 号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

参考資料といたしまして、110 ページから 113 ページに協定書（案）を、114 ページから 117 ページに指定管理者業務仕様書（案）を掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 協定書の 111 ページの第 8 条に、管理及び運営の適正を期するため必要と認める場合は、その状況について報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができるというのがあるんですけども、各区に運営をお願いしているわけですが、こういうことについて報告を求めたり実地調査というものをしたことがあるのかどうか。あったら、それで何か問題点とかが見つかったかどうかをお尋ねします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 具体的には、そういった報告は今までは受けておりません。

○委員長　ほかに御質問はありませんか。
よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前9時59分　休　憩

午前10時00分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号　江南市新学校給食センター整備等事業　事業契約の締結について

○委員長　続いて、議案第86号　江南市新学校給食センター整備等事業　事業契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、令和5年議案第86号について御説明いたしますので、議案書の118ページをお願いいたします。

令和5年議案第86号　江南市新学校給食センター整備等事業　事業契約の締結についてでございます。

参考といたしまして、119ページには事業契約書を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

○津田委員　今回のこの事業契約に際して、事前にいろいろなステップを踏まれていると思いますが、直前、この契約の前には、以前伺った審査講評の公表が9月の末に、あと審査結果の公表ということで事業者の選定の理由を8月の末に伺いました。その件についても、今回、定例会の一般質問の中で掛布議員とか、あと大藪議員、あと稲山委員もいろいろ質問されていましたが、ダブらないようにはしたいと思えますけれども、2点ほど、今回この契約に至ったいきさつ、履歴などをちょっとお聞きしたくてですね。

まず1点目としまして、今回、この契約に際して判断の基準となったときの得点配分というのを私伺いまして、30対70とかというちょっと偏った得点配分だなどと思いました。この得点配分ということに対してどのような討議で決めてきたのか、並びに他自治体の同じような施設でどのような得点ポイントということでやられているのかというのが知りたいのが1点目。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

まず、得点配分につきましては、こちら第2回の事業者選定委員会というのがございまして、その中で議論をされました。

議論の中では、まずは国が事例として示している総合評価における提案と価格の点数配分については1対1から3対1。なので、提案点が1、価格点が1、提案点が3対価格点が1というような形がスタンダードな形ということで、そこから議論が始まっております。ただし、全国的に見ますと、配分割合については各自治体の状況が加味された状況になっているため、それぞれ異なります。

江南市といたしましては、価格点も重視をしたいが、提案についても、給食センターということで衛生管理もしていくことになりますので、そちらについても提案点の評価をしたいということから、一番バランスの取れた提案点が7割、価格点が3割というような配分を選定委員会のほうで決定いたしました。

また、他市町の事例で申し上げますと、一宮市のほうでいいますと、提案点が8割、価格点が2割、常滑市につきましては、提案点が7割、価格点が3割、豊橋市につきましては、提案点が6割、価格点が4割というような状況でございます。

○津田委員 分かりました。値段よりも安全性を取ったというようなことでやっているのは理解しました。

あと、先ほども言いました審査結果並びに審査講評の際には、231グループとかということで今回選ばれた江南スクールランチがあったと思うんですが、いろいろと書いてあったんですけども、そんな中でこの231のグループのポイントが高かった点ということで、再確認ですが、この点がよかったからこうなったんだよという必然性みたいなものが、簡単に分かればもう一回確認したくて、3つの点でお願いします。

施設整備の点と、あと維持管理、あと運營業務ということに関してどのような評価があったのかだけ教えてください。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

ちょっとそれぞれ分けて説明するのが、いろんな面を含んでいますので。まずは提案する際に、ある献立を作成しろというようなことで、3グループの方にいろいろ1日の給食の計画を立てていただきました。その中で、工程を行っていく際の例えば食材の受入れから調理工程、あと配食までの人員配置が適切かどうかというところ。

あと、配送・回収についても、各グループ5台から8台というような提案がされていましたが、今回落札をしたグループについては8台という提案がされているんですが、この8台の根拠として、市内の道路を12回試走したと。その結果、8台という結果が導き出されたと。ほかのグループについては、3回程度だとか、あとは経験がある事業者なので5台ぐらいでいいでしょうというような、提案の開きがありました。

あと、施設の面でいいますと、今回、議案質疑の答弁の中でもありましたが、カーボンニュートラルというところの配慮ということで、落札したグループについては、給食センターとしては日本最大級の太陽光発電施設を設置すると。これについても、この事業費の中に含むのではなく、第三者的立場、電力会社が給食センターの敷地内に、この太陽光発電施設を設置して、その電力会社からSPCのほうに15年間、安定的な電力を供給できるというところも今回の評価の点になろうかなあとと思います。

あと、衛生管理についても、提案の中で、そこはちょっと選定委員の専門

の、名古屋学芸大学の高田教授のほうが専門なんですけど、その中で衛生面についても、やはり人員配置がしっかりしているので、衛生管理についても1つ優れて、ほかのグループよりも優れていたという点が評価されたのではないかなと思います。

○委員長　ほかに御質問、ございませんか。

○稲山委員　議案質疑にもありましたけれど、もう一遍ちょっと聞き漏らしたこともございますので確認したいんですけど、この契約金額110億円の支払いの方法。せんだって、建設費の約38億円の消費税分のみ引渡しの際に払って、あとは分割みたいな形だと聞いておりましたけれど、これが15年間の多分分割だと思うんですけど、年間どのぐらい、それを割ってれば、年間、一般財源として幾らぐらいというか幾ら毎年払っていかなあかんのか。9億円の補助金があると言っておるんですけど、この9億円の補助金というのはいつ入ってくるのか、その辺ちょっと教えてほしいんですけど。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長　まず、委員、今おっしゃられた一時金について、こちらについては施設整備費の消費税相当分ということで、こちらについては一括払いということで法律で決められております。こちらが3億8,266万2,138円ですね。年間でいいますと、初年度と最終年度は違いますが、施設整備費につきましては約2億7,600万円、あと委託費につきましては、こちらのほうは約4億2,000万円です…。

もう一つありましたよね。

○稲山委員　あと、補助金の9億円。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長　交付税措置につきましては、令和7年に交付税の申請をしていきますので、こちらについては令和8年度から江南市のほうに入ってくるという形になります。

○稲山委員　年間6億円ちょっとをずうっと15年間払って行って、令和8年度に9億円ということだけど、これは当然1回しか入ってこない話でよろしかったですね。

○学校給食課副主幹　詳細につきましては、財政のほうとこれから詰めるん

ですけれども、毎年分割で入ってくるようなことは聞いております。

○稲山委員 分割で入ってくるということで、それは今後のことでありますけれど。

もう一点、ちょっと聞きたいんですけど、15年後に多分再契約をどこかとしなければならなくなるのかな、これ15年間の契約ですので。またこの15年後というのは、こういった契約相手ということじゃないですけど、今回のように何者か集まった、こういった方法の契約、また総合評価か何かの、そういった入札で決めていくという、そういうことになっていくということによろしかったですかね。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

まず、事業期間終了の3年半前だから令和19年に引継委員会というものを、こちらの民間事業者のほうで組成をいたしまして、そちらのほうで今後の劣化状況だとか施設の修繕計画が要るのかどうかという報告書をまとめます。それによって事業期間後の修繕計画が立てられてくるわけですけど、事業終了後については、まずは可能性としては直営に戻る。調理業務と施設維持管理は直営に戻る。もう一つは、SPC自体は15年間の期間で、このグループは解散します。調理業務と維持管理、運営で、新たなSPCを組んで、さらに5年間だとかということでSPCで運営をしていくと。もう一つ、調理業務と維持管理、運営をそれぞれ委託業務として出すというような方法があるかなあとと思います。現時点ではちょっとまだ決まっておりません。

○委員長 ほかに御質問は。

○野下委員 これも議案質疑か何かで掛布議員がされたと思うんですけど、こういう施設を造るときの地元の企業の参入ですね。いかに地元の企業をしっかりと使っていただいて、特にこういう時世の中で地元に戻元をすると。地元の企業は、後々にここは自分たちが造ったんだと、そういう誇りを持ってやってもらうとか、そういうことも非常に大事だと思うんですが、この地元の企業のそういう活用というか、そういったものについてもう一回ちょっと聞かせていただけますか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

今回、参加表明をされたグループの方については、落札者決定基準の中で地

元企業に対しての優遇というような得点配分もありましたものですから、そういったところで市内業者のほうに関心表明書というものを、このグループがそういった新センターの業務を請け負った暁には、協力企業として協力してもらおうというような関心表明書というのがあるんですが、こちらが市内32企業、団体から取得しております。年間で試算しますと、約14億円の市内発注をしていくというような提案がございました。

○野下委員　今後こういうことがないようにしてほしいのがあって、この給食センターじゃないですけど、公共の施設を造ったときに、こういう関心表明書を当然調査されると。関心があると手を挙げるんだけど、入札すらできなかつた。簡単に言うと、もう決めちゃって、自分が参加したいんだけど、入札すら参加できなかったという非常に不満を持っていらっしゃる方も見えました。

せっかくこういう市内に施設を造るのに、そんなことをされては困るんじゃないかと、こういう話もあったんで、こういう入札すらできないようなことは、ぜひこれは解消してもらって、本当に参加したいんだったら参加して、平等でちゃんと入札してもらってやってもらおうということが非常に、14億円でしよう、大きな効果だと思いますので、その点は要望をさせていただきたいと思います。

○委員長　要望としてでいいですか。

○野下委員　いいよ。

○委員長　ほかに御質問、ございますか。

○三輪委員　1つ目、約款の別紙7というのがあって、それを見たんですが、その中に分割の金利が、受注者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利と書いてあったんですが、ちょっとこれの意味が分からなかったのも、金利が幾らになったのかということと、あと物価高騰の場合だと思うんですけども、契約の締結から1.5%以上の物価上昇があった場合には、これを見直すというような文言があったんですけども、1.5%以内だったら業者が持って、1.5%以上だったらこの金額が変更になると、そういうことでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

まず、割賦料の金利につきましては、事業者からの提案されたスプレッドにつきましては0.05%、これに銀行の手数料が0.15%、金利基準につきましては0.846%、これを合わせたものが金利となりますので、1.046%、これが金利になります。

あとは物価変動に基づくサービス対価の変更ということで、まずは施設整備のほうにつきまして申し上げますと、令和5年4月の物価指数と、あと契約の月から12か月後なので今年12月に議決をいただくと、来年の12月の金利を比較いたしまして、1.5%以上の物価変動がある場合は、市及び受注者が申し出ることができるというようなことになっております。

次に、委託料につきましては固定料がありまして、こちらについても、例えば令和7年度の固定料金を算出する際には、令和5年度の7月から令和6年度の6月の指数の平均を取りまして、こちらが1.5%を超えなければ変更はないです。1.5%を超えてくると協議ということになります。

○委員長 ほかに御質問ございませんか。

○三輪委員 以前、民間でやることによってVFMが上がるというか安くできるということで、その頃、1.5%ということが出ていたんですけども、それについては今回、ちょっと金額が大き過ぎてよく分からないんですけども、どうなったのか、分かれば教えてください。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
最終的なVFM、財政縮減パーセントにつきましては4.3%になります。

○委員長 ほかに御質問はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

午前10時22分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

第4条 債務負担行為の補正

○委員長 続いて、議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、教育部の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正、第4条 債務負担行為の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部健康づくり課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 令和5年議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）につきまして、健康づくり課所管部分を御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、130ページ、131ページの中段をお願いいたします。

18款1項1目1節総務管理費寄附金の説明欄、健康づくり課所管の寄附金でございます。

18款1項3目2節保健衛生費寄附金の説明欄、健康づくり課所管の寄附金

でございます。

歳入は以上です。

続きまして、歳出について、人件費以外の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の138ページ、139ページをお願いいたします。

中段、2款1項8目布袋駅東複合公共施設費で、補正予算額は113万2,000円の増額でございます。

内容につきましては、139ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

布袋駅東複合公共施設維持運営事業、布袋駅東複合公共施設維持事業は113万2,000円の増額をお願いするもので、特定財源として寄附金16万5,000円が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

大きくはねていただきまして、162ページ、163ページをお願いいたします。補正予算額は3,215万2,000円の増額でございます。

内容につきましては、163ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

中段の健康推進事業、健康推進事業は5万9,000円の増額をお願いするもので、特定財源として寄附金5万6,000円が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

最下段の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、3,954万9,000円の増額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、164ページ、165ページをお願いいたします。

165ページ説明欄、最上段をお願いいたします。

母子健康管理事業は6万円の増額をお願いするもので、特定財源として寄附金6万3,000円が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下、母子保健事業の母子保健事業は11万円の増額をお願いするもので、特定財源として寄附金9万円が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下、母子保健事業の発達支援事業は4万5,000円の増額をお願いするもので、特定財源として寄附金3万5,000円が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 すみません、今の165ページの3点、寄附によって買うものなんですが、これは寄附があったから、どういうものが要るかなということを知っていて、これにしたということだと思えるんですけども、特別これが今必要ということではなくて寄附を充てたということかどうかの確認と、あと平均台というのがあるんですけど、平均台はどこに置いてどう使うのか、教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 今回、健康づくり課で備品計上させていただいております物品について、寄附金の財源措置がされております。こちらは、明治安田生命保険相互会社名古屋西支店のほうから、地元の元気プロジェクトの一環で私の地元応援募金を活用して寄附していただいた金額が71万2,500円ございましたので、そちらのほうから、まず地域の健康増進、それから子育て支援、t o k o + t o k o = l a b o の環境整備に活用していただきたいとの趣旨で寄附がされましたので、全庁的に精査していただいた中で、当初予算計上するような必要な物品のほうを整理した中で、今回、健康づくり課として健康増進事業のデジタル握力計だとか、あと母子保健事業の新生児抱き人形、妊婦体験教材、発達支援事業の平均台、それから母子健康管理事業のベビーカーとか乳幼児用の椅子といったものを計上させていただいております。

発達支援事業の平均台につきましては、ウレタン樹脂製の組立て式のウェイクバランス平均台というもので、健診スペースとか乳幼児健診事後教室、親子教室などで使用するものであります。

それから、新生児抱き人形と妊婦体験教材につきましては、パパママ教室や健康教室などで使用する授乳指導人形といったところになります。

あと、現在、思春期健康教室といったものも……。

○委員長 平均台だけで……。

○健康づくり課長兼保健センター所長 平均台だけでいいですか。

○委員長 だけでいいです。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 平均台はウレタン素材……。
- 三輪委員 いいです。分かりました。
- 委員長 ほかに御質問、よろしいですか。
- 土井委員 妊婦体験教材なんですけれど、結構ほかの自治体とかだと、妊婦体験だと、ペットボトルに水を入れてリュックに入れて背負ってみたいな、結構安価でできる体験を提案している自治体も多いんですけど、結構8万5,000円というのは大きな額だなあと思っていて、これを買う必要というのはあるんですか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの妊婦体験教材につきましては、まずは思春期教育とか、命の教室とか、そういったところの若年層向けの方への性に対する知識をよりリアルに体験していただきたいといったところで、こういう妊婦体験ジャケットといったものを購入させていただいております。

こういった妊婦体験ジャケットにつきましては、学校のほうからも授業で活用したいというような要望を受けておりますので、そういったところについても対応できるように保健センターとして整備しているものでございます。

- 土井委員 ありがとうございます。

要望になってしまうのかなと思うんですけど、学校教育の現場で主に使われるという話だったんですけど、パパママ教室みたいなところだと、10キロ、15キロ、10分、15分背負ったところで、何だ大したことないじゃんと言うお父さんが結構いらっしゃるみたいなことも、最近、SNSや何かで話題になっていますので、重さをちょっとした時間、体験するだけで妊婦の体験をしたということではなくて、いろんなことを複合的に教えてもらえるといいのかなと。そういう形で効果的に8万5,000円使っていただければいいのかなと思いますので、お願いいたします。

- 委員長 御要望でいいですか。

ほかに御質問、ありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて高齢者生きがい課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 高齢者生きがい課長　それでは、令和5年議案第87号　江南市一般会計補正予算（第6号）につきまして、高齢者生きがい課の所管部分を御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。

146ページ、147ページ上段をお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費でございます。補正予算額は1,582万9,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

- 福祉課長　それでは、福祉課所管の人件費以外の補正予算につきまして歳出で御説明いたしますので、議案書の146ページ、147ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、内容につきましては、はねていただきまして149ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

上段やや下の自立支援給付事業、障害者自立支援給付事業の19節扶助費は1億2,192万6,000円の補正で、特定財源としまして国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1それぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上してございます。

その下の地域生活支援事業は67万円の補正で、特定財源として国庫補助金が2分の1、県補助金が4分の1それぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下の障害者自立支援医療給付事業の19節扶助費は710万9,000円の補正で、特定財源として国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1それぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下、22節の償還金、利子及び割引料は18万8,000円の補正でございます。

はねていただきまして、150ページ、151ページをお願いいたします。

151ページ最上段の心身障害者小規模授産施設維持運営事業と、その下、在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」維持運営事業につきましては、指定管理事業について令和5年度から令和8年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　149ページの説明欄のところ、利用者数の増、利用回数の増という説明をいろんなところで聞いたんですけども、その利用者数、利用回数が増になった何か原因みたいなのがあったら、見込みよりかなり数が上回ったというような、何かその理由があったら教えていただければと。

○福祉課長　障害者自立支援給付事業の増加の要因でございます。

事業といたしましては、障害者等居宅介護等事業費、これはヘルパー派遣の利用対象人数と利用時間が増加したもので、生活介護事業費はデイサービス、これは利用人数が増加いたしました。あと、訓練等給付事業費は、グループホームへの入所人数と一般就労を目指すための就労移行支援、就労継続A型、B型の利用人数が増えたものでございますが、まずこれらの事業につきましては過去の実績から予算を積算したものでございます。

いずれの事業も障害者の方々の特性に応じまして支援を提供するものでありまして、人数や時間が増加した明確な理由は定かではございませんが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しまして行動制限が緩和されましたので活動が活発化してきたということが一つの要因であると、これは推察ですけど、されます。

○委員長　ほかに御質問、ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入についてでございます。

議案書の128ページ、129ページをお願いいたします。

中段でございます15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金でございます。

はねていただきまして、130ページ、131ページの最上段をお願いいたします。

16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の右側説明欄、後期高齢者福祉医療費補助金ほか5項目でございます。

その下、2節児童福祉費補助金の右側説明欄、母子・父子家庭医療費補助金ほか3項目でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

150ページ、151ページの中段をお願いいたします。

3款1項3目社会保障費、人件費等で825万9,000円の減額、その下、国民健康保険システム改修事業（給付）で270万6,000円の増額、その下、保険推進事業で9万4,000円の増額、はねていただきまして、153ページ最上段にございます福祉医療費助成事業の後期高齢者福祉医療費助成事業で197万5,000円の増額、その下、心身障害者医療費助成事業で2,465万1,000円の増額、その下、後期高齢者医療支援事業の広域連合支援事業で7万円の増額と、その下、国民年金事業の届出等処理事業で2万1,000円の増額をお願いするものでございます。

158ページ、159ページの中段やや下をお願いいたします。

3款2項3目医療助成費、福祉医療費助成事業の母子・父子家庭医療費助成事業で418万2,000円の増額と、はねていただきまして、161ページの最上段にございます子ども医療費助成事業で1億2,719万9,000円の増額をお願いするものでございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　151ページの健診内容の変更について、どういう内容が変更になったのかを教えてください。

あと、子ども医療費がかなり増額になっているんですが、この要因が分かれば教えてください。

○保険年金課長　　まずはシステム改修のほうからでございますけれど、特定健診に関する事項を管理する健康管理システムの改修で、国の指針の改定によりまして令和6年度以降の特定健康診査では、やむを得ず空腹時以外で中性脂肪を測定する場合は、食直後を除き、随時中性脂肪による血中脂質検査が可能となったため、検査項目として新たに随時中性脂肪項目を追加すること。質問票において、喫煙、飲酒、飲酒量に係る項目の質問内容と回答選択肢を修正。保健指導の希望に関する項目が、特定保健指導の受診歴を問う内容に変更されたため、質問項目を追加すること。また、特定保健指導の評価が、従来はその過程のみを評価するものでありましたが、成果を評価するものも導入されることになりましたので、その評価を管理する項目が追加されたことが主な改修の内容となっております。

続きまして、子ども医療の増額の件でございますが、大きく2つ理由があるかと考えておるんですけれど、1つは令和4年の10月から子ども医療の助成対象が18歳まで、高校生世代まで拡大したことによる高校生の医療費の見込みが当初の予算積算時よりも大幅に増えたこと。2点目に関しましては、先ほどの福祉課での答弁も少しありましたけれど、新型コロナウイルス感染症の影響が、5月に5類になったということで、その影響を受けて医療費のほうが増加したことが要因としてあるのではないかというふうに考えております。

○委員長　　ほかに御質問ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩したいと思います。

午前10時43分　　休　憩

午前10時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、こども未来部こども政策課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 それでは、こども政策課所管の補正予算の該当箇所につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案書の125ページの上段をお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正でございます。

上から3行目、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料でございます。第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料に係る債務負担行為で、期間は令和5年度から令和6年度、限度額は445万5,000円でございます。

次に、歳入でございます。

議案書の128ページ、129ページ中段をお願いいたします。

15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、右側説明欄、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金ほか1項目でございます。

次に、その2つ下、15款4項1目民生費交付金、1節児童福祉費交付金、右側説明欄、次世代育成支援対策施設整備交付金でございます。

続いて、人件費を除いた歳出につきまして御説明申し上げますので、議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

3款2項1目こども政策費、補正予算額は468万6,000円の減額でございます。

内容につきましては、155ページの説明欄をお願いいたします。

中段の第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業は、325万8,000円の減額補正をお願いするものです。それとともに、繰り返しになりますが、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料について、期間を令和5年度から令和6年度、限度額を445万5,000円とする債務負担行為をお願いするものです。

次に、最下段をお願いいたします。

第3子育て支援センター整備費補助事業は、101万8,000円の増額をお願いするものでございます。特定財源といたしまして、先ほど歳入で御説明いた

しました国庫交付金67万9,000円を充てる予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　第3期子ども・子育て支援事業の委託に関して、応札がなかったという、その原因が思いつくところがあったら、こういう理由で応札がなかったんじゃないかというのがあったらお願いしたい。

○こども政策課長　こちらの計画策定の委託料につきましては、10月に指名競争入札、5者で執行いたしました。不調となった原因なんですけれども、その後、3者ほどに応札いただけるかどうかという打診をかけてみたんですけれども、ほかの自治体等で同様な計画の策定を引き受けているということで、人力的に引き受けることができないという回答をいただきました。

したがって、原因といたしましては、ほかの自治体等で同様の計画が重なって、策定業務が全国一斉に行われておりますので、そういったことが原因ではないかというふうに考えております。

○藤岡委員　では、次年度にまたやると思うんですが、同じような理由にならないかどうか、それがちょっと心配される場所ですけど。

○こども政策課長　今年度予定をしておりました事業につきましては、市の職員でやるということで、今回、補正予算、印刷製本費等を計上させていただいております。令和6年度に改めて委託をする予定でございますけれども、そちらにつきましては幾つかの業者の状況を確認いたしまして、令和6年度であれば引き受けられるという回答をいただいておりますので、令和6年度については問題ないというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○津田委員　155ページの第3子育て支援センター整備費補助事業、これは見てくると北部中学校の後ろの北側のみどりの風のところに造られたんですね。もう大分できているのに、また補助、追加というのは内容は何かでしたっけ。

○こども政策課長　こちらの整備費補助金につきましては、2分の1国庫補助がついておりまして、今回、国の基準が変更になったことによりまして増

額の補正としております。

なお、執行時期につきましては、完成後の検査後ということで4月頃を見込んでおります。

現在、まだ補助金を出したわけじゃなくて、完成後にお渡しをすると。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管の補正予算の該当箇所につきまして、人件費を除いて御説明いたします。

最初に、議案書の125ページの上段、第4表 債務負担行為補正をお願いします。

上から4行目、布袋北保育園指定管理料でございます。布袋北保育園の指定管理料に係る債務負担行為で、期間は令和5年度から令和10年度で、限度額は7億521万円でございます。

次に、歳入でございます。

議案書の130ページ、131ページの中段をお願いいたします。

18款1項4目1節児童福祉費寄附金の寄附金30万3,000円でございます。

次に、歳出でございます。

議案書の156ページ、157ページの下段をお願いいたします。

3款2項2目保育費、補正予算額は6,987万1,000円の減額でございます。

人件費以外の内容につきまして御説明いたしますので、はねていただきまして159ページの説明欄をお願いいたします。

上段の保育園保育事業の17節備品購入費について、39万1,000円の補正をお願いするものでございますが、特定財源といたしまして、先ほど歳入で御説明いたしました寄附金の30万3,000円を充てる予定でございます。

中段の保育園指定管理事業につきましては、繰り返しになりますが、布袋北保育園の指定管理料に係る債務負担行為で、期間は令和5年度から令和10年度で、限度額は7億521万円でございます。

中段やや下、保育園施設整備事業は、土地鑑定手数料16万3,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　159ページの今の土地鑑定手数料のところなんですけど、これは藤里小学校の南側の土地だと思うんですけども、ここについては地主とかとの話合いが進んでいるのか、その辺の進捗状況、もし分かれば教えてください。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長　地主のほうには、市の動きがあるということはお話をしております。金額が決まりましたら、また改めて御相談するというかお願いするという手順というかスケジュールにしております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○教育課長　教育課所管の補正予算につきまして該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出でございます。

184ページ、185ページをお願ひいたします。

上段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は613万8,000円の減額でございます。

同じページの下段、10款1項2目教育環境費で、補正予算額は10万3,000円の減額でございます。

はねていただきまして、186ページ、187ページをお願ひいたします。

中段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は13万円の減額でございます。

はねていただきまして、188ページ、189ページをお願ひいたします。

上段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は4万8,000円の減額ござ

います。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて生涯学習課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管の補正予算につきまして該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の188ページ、189ページをお願いいたします。

188ページ中段、10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は823万7,000円でございます。

はねていただきまして、190ページ、191ページをお願いいたします。

190ページ下段、10款4項2目文化交流費で、補正予算額は2万6,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 少年センターの維持運営事業について伺いたいですけれども、相談件数が増加していて、あと人員補充があったということなんですが、少年センターが受けている相談の種類というのは結構多岐にわたると思うので、どういった相談が多くて、どういった人員が補充されたのかというのを教えてほしいです。

○生涯学習課長兼少年センター所長 少年センターで受付させていただく相談につきましては、教育の関係や人間関係、心身、性格の関係等、いろいろとございます。その中で、今年度につきまして特段多いものについては、学校生活のことであったり、家庭の、おうちの問題であったり、あとは不登校などの問題の相談が多い状況でございます。

○土井委員 ありがとうございます。

学校や家庭や不登校の問題ということで、今後も増えていく可能性があるのかなあと思うんですけれど、公共施設カルテを見ると、少年センター、サービス需要が高いけれど、建物が老朽化しているので、いずれは移転するのが望ましいみたいなことが書かれているんですけれど、今回は人員が補充されるということで急いで設備投資する必要があると思うんですけれど、今後、こうした設備投資をしていくのか、移転をしていくのかというところは計画とか方針というものはありますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 現在、具体的に移転の計画はされておられません。今は市役所の西分庁舎の2階で少年センターの相談業務を行っておりますので、そちらについての環境整備を整えさせていただくということで、今後また相談件数が増えてきて相談員の増員というような形になったときには、移転だとか新しい場所ということも考えていく必要があるのかもしませんが、今のところはそういった具体的な計画はありません。

○委員長 ほかに御質問はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきます。

議案書の192ページ、193ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は5,202万5,000円の増額でございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 193ページで、これはちょっと確認も含めます。テニスコートの改修費が4,000万円を超えているわけですね。これはこれだけのお金を

かけてこのコートの、どういう内容のコートになるのかということなんですけど、こうもかかるものなんですかね。それをちょっと確認させてください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　蘇南公園テニスコートですが、平成23年度に砂入り人工芝として整備をいたしまして、全部で6面ございます。工事内容としましては、1コート当たり縦約31メートル、横約13メートル、6面分をくりぬく形で張り替えるものでございます。

材料等は、今張られている材質のものを見積りを取りまして、積算については都市計画課のほうに積算を依頼しまして、県の積算基準で工事費を算定したものでございます。

○野下委員　ここの面というか、これはただの土じゃないですね。どういう内容でしたかね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　砂入りの人工芝のコートになります。平成23年まではハードコートといってコンクリートの材質だったんですが、平成23年度に人工芝に砂をまいた状態のコートに造り直しをしております。

○野下委員　以前に、市営グラウンドのところですかね。あそこもテニスコートがあって、あそこも張り替えていますね。あのときも同じような形で4,000万円ぐらい多分かかっていたと思うんですね。今回も同じような感じなんで、あのときも砂入りコートという話を聞いて4,000万円だったと、僕の記憶はね。同じ規模ぐらいですか。6面ぐらいですか、あそこも。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　市営グラウンドの東側、北側辺りにあるテニスコートは2面でございます、テニスコートそのものの整備も行いましたので、張り替えだけではないということで少し比較は異なるかと思いますが、蘇南公園の6面に対して市営テニスコートは2面となります。

○委員長　ほかに御質問は。

○三輪委員　すみません、このグラウンド施設の改修と、それからテニスコートの改修が何か非常に突然出てきた感じなんですけど、来年度の当初予算じゃなくて今のこの補正予算に急いでこれを出さなければならない何か理由があったのか、教えてください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　蘇南のテニスコートは、整備か

ら10年を経過しておりまして非常に稼働率の高い施設となっております。傷みの激しい部分が令和3年度頃から見受けられるようになったんですが、当初は部分的に修繕していく方針でございました。ただ、今年度に入ってから、コート上の傷みの進行が著しく進むようになりまして、部分的な修繕対応では利用者の安全確保が困難となってまいりました。したがって、今回早急な対応が必要と判断しまして、補正予算を計上させていただくという形を取らせていただきました。

○委員長　ほかに……。

[発言する者あり]

○委員長　もう一個、グラウンドか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　グラウンドのほうに関しましては、目的が河川の増水に対する対応ということで、こちら昨今の大雨の対応に対しまして、河川敷にスポーツ施設等々あるんですけれども、こちらの撤去を大雨のときはいたします。その際に施設を撤去する方々が見えるんですけれども、その災害協力会というところから要望があったということで、そちらに対しまして輸送路の整備と、それからフェンスの改修を行うものでございます。

この時期に関しましては、年度当初で行いますと、最近、4月、5月の雨も多くなってきておりますので、この時期に、大雨の少ない時期に整備をして、次の4月、5月、雨に備えるということで、今回補正予算という形で計上させていただくものでございます。

○委員長　ほかに御質問は。

○稲山委員　1点、今の江南緑地公園の件で確認したいんですけど、この緊急時輸送路というのはいつ決まった、この緊急時輸送路って。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　この緊急時輸送路と申しますのは、大雨のときにスポーツ施設を中心とした河川の占有物を、雨で木曾川が増水したときに流されないように堤防の外へ運び出すというものになるんですが、今まではいとびあ江南のテニスコートの辺りの坂路から入って、芝生広場の辺りのものを搬送していたんですけれども、最近、木曾川が増水が頻繁に起こるようになりまして……。

○稲山委員　それはいいけど、この緊急時輸送路という、そういった名称にいつ決まったのかということ。今の道路になっておるのか、よう分からんやけど。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　これは、グラウンドの一部を新たに輸送路として整備するということになりますので、今まではグラウンドの一部ということでございます。

○稲山委員　確かに、この緊急時輸送路というのは今初めて聞いたんだけど、初めてというか、今回。いまだかつてこんな名称はなかったし、ちょっとどこのことかなあと思って見ておりましたけれど。通常でいくと、この草井児童遊園と書いてあるところと、括弧の草井の真ん中の道を下りていってぐるっと回って来ておったということなんだけど、事前に大雨、予報だとかそういうったときに撤去するわけであるし、大雨が降ったときに、そんな入っていけるわけでもないもんだから、別に今の状況で整備でいいんじゃないの。ここからって、今、道路を造らなあかんんじゃないの、これって。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　先ほど少し御説明したんですけど、もともとすいとびあ江南のテニスコートの辺りから、下流から上流に向かって砂利道を使って搬送していたんですが、その辺りが今、野球場の辺りと高さの差がございまして、最近、大雨の予報なんかも6時間後の予想なんかも見られるようになったんですけれども、委員がおっしゃるように、あらかじめ準備がしやすい状況にもなっておりますが、その分、低い段階から準備を始めなければいけないということもございまして、少しでも高い位置に、そういった撤去すべき荷物を置くように3年ほど前に変えました。

その野球場の高さのところは今置いてあるんですが、それを撤去しようと思いますと、先ほどのすいとびあ江南の下流からの砂利道からではなく、児童遊園のトイレのあるところ、上流から下流に向かって輸送路とする必要が生じたわけでございます。

その際に、ここ2年あたり撤去の作業をしたときに、グラウンドの一部が通路になったということで非常にぬかるみが激しい状態になりまして、荷物を運ぶ際に少しタイヤがはまるような状況も見受けられました。そこで、搬送される災害協力会から、本当のアスファルトを引くような道路ではなくて、

砕石を3メートルで30センチほどの深さ、入れ替えることによって、そういったぬかるみにはまるようなことも免れるのではないかとということで、そういったことも考慮しまして、今回、整備という形で計上させていただければという御提案でございます。

○委員長　よろしいですか。

○稲山委員　そういったことであればいいですけど。実際、使っておったということですね。この今の黒でずうっと引いたところで搬送しておったということでもよろしいんですね。それで、ぬかるみに、砕石を引いてはまらないようにしたということでもいいわけですね。

緊急時輸送路の整備ということだもんだから、この二、三年のうちに間に合わなかったことがあったとか、そういった事情があつて、これを緊急的に早期にやらないかんのかなあという話かなあと思ったものですから、ちょっとお聞きしたということでもありますので、これで分かりました。

○委員長　ほかに御質問はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審査を行います。

当局から説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
学校給食課所管の人件費以外の補正につきまして御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、議案書の195ページ説明欄を御覧ください。

新学校給食センター整備等事業、新学校給食センター整備事業の債務負担行為限度額については、令和5年3月定例会でお認めをいただきましたが、入札の結果を受け、当初見込んでいた限度額110億5,601万5,000円から110億490万8,000円に変更するものです。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休 憩

午前11時27分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第88号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第88号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第88号につきまして御説明をいたします。

議案書の203ページをお願いいたします。

令和5年議案第88号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

204ページから207ページにかけて、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

208ページ、209ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

同じページの中段、1款1項1目、保険給付事業の一般被保険者療養給付支給事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休 憩

午前11時29分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第90号 令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第90号につきまして御説明申し上げます。

議案書の221ページをお願いいたします。

令和5年議案第90号 令和5年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

222ページから225ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、226ページ、227ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

2款2項3目は地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金。

その下、2款2項6目は事務費補助金。

その下、4款3項2目は地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金。

その下、6款1項3目は地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金。

その下、6款1項5目はその他一般会計繰入金でございます。

その下、6款2項1目は基金繰入金でございます。

228ページ、229ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳出でございます。

上段の1款1項1目総務管理費は、介護サービス給付管理事業、介護保険事業者指定及び指導事業でございます。

下段の1款2項1目介護認定審査会費は、介護認定事業でございます。

230ページ、231ページをお願いいたします。

上段の4款3項1目包括的支援事業・任意事業費は地域支援事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　229ページの介護報酬改定の主な内容を教えていただきたいのと、あと231ページの任意事業でこの財源が、こんな細かい金額なのに、こんなにいっぱいいろいろ分けるのはどういうことなのか、ちょっと教えてください。

○高齢者生きがい課長　1点目の介護報酬の改定につきましては、まだ具体的な内容は国のほうから通知がございません。

2点目の地域支援事業につきましては、この報酬はシルバーハウジングといたしまして、松竹県営住宅で勤務していただいている方の報酬の単価を上げるということなんですけれども、この事業に対しまして国庫・県費、その他財源がついておりますので、全て特定財源として計上させていただいているというものです。

○委員長　いいですか。

ほかに御質問はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休 憩

午前11時33分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信しております。

去る10月23日及び24日に、千葉県鎌ケ谷市、千葉県流山市を行政視察していただいた報告書について、御協議をお願いしたいと思います。

なお、あらかじめ所感については記載するようになっておりましたことから、既に記載してありますので、お願いしたいと思います。

それでは、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長　　続きますして、行政視察についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので、御覧ください。

この件につきましても、事前に委員の皆様にご相談をしておりましたが、視察先との調整がつかしましたので御報告させていただきます。

まず、日程につきましては、令和6年1月26日金曜日、午後2時30分から午後4時でございます。

視察先と調査内容につきましては、愛知県春日井市で重層的支援体制の強化についてを調査したいと思います。令和6年1月26日金曜日でございます。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ありがとうございます。

御異議なしと認めます。それでは、よろしくお願いいいたします。

なお、詳細な資料については、1月中旬までに事務局から届けさせますので、視察当日にお持ちくださいますようよろしくお願いいいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　続きますして、今年度の当委員会の研修会についてでございます。

この件につきましても、去る9月の委員会におきまして委員から御意見をいただいておりますので、その内容も踏まえ、正・副委員長に一任していただいておりますので、そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、一般社団法人ケアeスポーツ協会の湯浅幹之氏、研修テーマにつきましては「高齢者向けeスポーツについて」でございます。

日程につきましては、令和6年2月1日木曜日、午前10時から午前11時30分を予定しております。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 次に、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

この件につきましても、去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に御一任いただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

日程につきましては、令和6年1月23日火曜日、午後3時40分から午後5時、意見交換をする団体及び場所については、尾北高校の生徒と尾北高校で行います。

テーマについては、「t o k o + t o k o = l a b o 内の新図書館について」としたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

御異議もないようでありますので、そのように決定をさせていただきます。

なお、決定したテーマに対しての配付資料につきましては、正・副委員長で協議し決定していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

御異議もないようでありますので、そのようにさせていただきます、後日御報告させていただきます。

なお、詳細については正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様の御協力をいただきまして順調に終了いたしました。ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会したいと思います。

午前11時38分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 中野裕二